

平成28年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 9 7 号	宝塚市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	9 月 9 日
議案第 1 0 2 号	平成 2 7 年度宝塚市病院事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 1 0 3 号	工事請負契約((仮称)市立中央公民館新築外工事)の締結について	可決 (全員一致)	
議案第 1 0 8 号	公の施設(宝塚市立花屋敷グラウンド)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
請願第 1 2 号	教育条件整備のための請願	採択 (全員一致)	
請願第 1 3 号	乳幼児等医療費助成・こども医療費助成の所得制限についての請願	採択 (賛成多数)	

審査の状況

① 平成28年9月6日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖
北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

② 平成28年9月9日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖
北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

③ 平成28年10月4日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖
北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

(◎は委員長、○は副委員長)

平成28年第3回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第97号 宝塚市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 宝塚市障害支援区分認定審査会の委員数を30名から35名に増員し、障害福祉サービスの適切な支給量を決定する際に意見を聴くこととする合議体を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 妥当性と根拠について <質疑の概要> 問1 非定型となる場合の意見を聴くための合議体を追加することについて、法律で定められているのか。 答1 障害支援区分認定審査会については、障害者総合支援法第15条で設置が定められている。事務的なことに関しては、第21条第1項で障害判定区分の審査判定を行うこと、第22条第2項で市町村の支給決定について、意見を聴くことが規定されている。 問2 定型外の認定はどこで決まるのか。また、利用者が結果について不服があった場合は。 答2 最終決定については市が行い、支給決定通知を市が送付している。不服申立てについては、障害者総合支援法第97条で定められており、決定通知を受けた翌日から3カ月以内に県に対して行うこととなる。 問3 障害支援区分認定審査会と非定型審査会の役割分担について、阪神間各市によって線引きが違う。本市が、非定型審査会と分ける必要性は。 答3 現在の合議体は、医師2名、知識経験者2名、福祉関係者1名の計5名で構成されている。現在の委員構成では、障がいの程度は判断できるが、個々が生活をしていく上で、どの程度のサービスがどれくらい必要なかを判断するのは難しい。サービス量に関しては、障がい当事者の方や、障がいの知識のある方でないとわからない。また、介護保険認定審査会と兼務している医師もあり、サービス量の意見聴取については時間を要することになり、医師の本来業務の診察時間にも影響する。今回新たに合議体を設けることが適切であると考えている。 問4 委員数を新たに5名増員することによって、財政に与える影響は。 答4 委員報酬は負担がふえる。増額分については、9月補正で予算に計上している。

問 5 本市の障害支援区分認定審査会が 6 合議体である根拠は。また、委員の定数が多いのではないかな。 答 5 規則で必要に応じ、合議体数を定めている。障害支援区分認定審査会は、月 2 回開催されており、審査件数は 1 回あたり約 20 件と多い。 問 6 現在の 6 合議体を 5 合議体に減らし、新たに非定型審査会の合議体を 1 つ設けるという可能性はあるのか。 答 6 支援区分認定については、年間約 500 件の申請があり、毎回約 2 時間かけて審査している。合議体を減らすと支援区分認定審査会の 1 合議あたりの負担がふえる。現在の状態に加えて、非定型審査会を確保するのが適切だと考えられる。	
自由討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

平成 28 年第 3 回（9 月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 102 号 平成 27 年度宝塚市病院事業会計決算認定について

議案の概要

平成 27 年度病院事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定に付するもの。

（収益的収支） 収入総額（仮受仮払消費税を含む決算額） 109 億 8,565 万 8,315 円

支出総額（仮受仮払消費税を含む決算額） 111 億 1,011 万 7,742 円

差し引き 1 億 2,445 万 9,427 円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度の純損失は 1 億 2,607 万 2,340 円となり、前年度の純損失と比べ、8 億 4,127 万 7,000 円の減少となった。

なお、前年度会計基準の見直しの影響を除くと、前年度に比べ、2 億 4,720 万 3,161 円の損益改善となっている。

（資本的収支） 収入総額 6 億 7,607 万 9,000 円

支出総額 17 億 6,846 万 6,325 円

差し引き 10 億 9,238 万 7,325 円の資金不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、長期借入金で補てんした。

論 点 経営状況について

＜質疑の概要＞

問 1 市立病院中期事業計画において、5 億 600 万円の黒字を見込んでいたが、実際には 1 億 2,600 万円の赤字が出ており、目標値と約 6 億 3,200 万円の乖離が出ている。平成 26 年 4 月に SPD を導入したが、その効果が出ていないのでは。

答 1 材料費の増加は、SPD などの管理上の問題ではなく、診療内容の変更によるもの。手術、血管内治療、内視鏡治療で材料費が膨らんだため。

問 2 どの診療科の材料費が増加したのか。

答 2 主には、循環器内科の血管内治療で、下肢動脈の血栓についてカテーテルを使用する治療を多くの患者が受けたこと及び整形外科で関節の置換術などの手術件数が増加したことによる。

問 3 医師が材料を請求しているのか。また、材料の在庫コントロールは誰が行っているのか。棚卸しをする際に、在庫数は合っているのか。

答 3 実際に手術を行う医師が判断して材料を請求し、事務職員が取りまとめて発注をしている。SPD に関しては、どの部署でどの患者にどのような材料が使われ

たかがわかる。不足分を発注しているため、在庫数はほぼ一致している。

問4 診療科ごとの収支の把握ができていないため、収益が上がらないのでは。

答4 診療科ごとの損益計算に関して、毎月の各診療科の収入は出るが、診療に伴う経費は月ごとに算出できていない。診療科がまたがる場合の共通経費の割り振りに関してもさまざまな考え方があるため、現在試行錯誤中である。各診療科の医師とも十分議論をした上で、考え方を整理し、確立していきたい。

問5 キャッシュ・フローに関して、一時借入を繰り返しており、厳しい状況と感じるが、現状はどうか。

答5 2億7,142万円の資金不足が生じており、資金繰りは大変厳しい。その要因については、退職手当組合への負担金支払額が累計38億円負担超過となっているため。この事情がなければ長期借入れ金を返済したうえでなお手元に20億円ほど資金が確保できた。一時借入れについて、利息の支払いを抑えるために、短期間での借入れと償還を行っている。

問6 各科の入院・外来の患者数について、当初の見込みどおり推移しているのか。

答6 1日当たりの入院患者数は345人を想定したが330人となった。これは、平成27年7月に救急医療センターを開設したが、看護師が見込みどおり集まらず、2カ月後に本格稼働したという経緯があり、下半期に患者数がふえた。下半期は345人の見込みに対して348人となった。外来患者数は1日当たり921人の見込みに対して930人で、概ね予定どおり。

問7 入ってくる収入に対する材料費率は、使う材料によって大きく異なるのか。

答7 高い材料を使えば費用がふえるので、比率は変わってくる。手術のガイドラインに定められた材料を使用するが、材料の種類が複数あれば、基本的には安い材料を用いている。なお、大学から派遣された医師が大学の様式で手術をする場合は、それに合わせた材料を使用することになるが、できるだけ費用を抑えていこうという動きはある。

問8 患者一人当たりの医業収益をふやすのか、医業費用を下げていくのか、どちらの方向性なのか。今後病院ができることは何か。

答8 医業収益をふやす方向である。医業収益をふやすために、診療単価の高い外科の一般手術に力を入れている。

問9 手術件数をふやすために、病院ができることは何か。

答9 地域医療連携の強化が重要になる。中央手術委員会を含め、できるだけ手術枠

を有効に利用するための検討をしている。手術の件数もふえている。

問 1 0 数値目標が現実離れしており、実績が伴っていない現状がある。しっかりした計画案が持っていないのではないのか。現実的かつ目標達成可能なプランをつくり、結果を示してほしいが。

答 1 0 結果として中期事業計画との乖離が起こっているのは事実。新しい国のガイドラインに沿って、新しい改革プランを作成中で、きちっとした目標をたてて、実行していきたい。

問 1 1 経営的な観点から見て、経営は経営統括部、医師は技術者という捉え方では、収支改善は望めない。収支改善に向けて、病院内の全員が一致団結し、努力できているのか。

答 1 1 病院が一丸となって、頑張るしかないと実感している。月 2 回の経営に関する会議や週 1 回の病床管理委員会において、収支改善に関して発信するなどの取り組みによって、職員のコスト意識、医師一人一人の意識も変化してきている。また、医師の質も向上しており、全体としてはいい方向に行っている。今後も継続していきたい。

問 1 2 病院だけの退職手当組合はないのか。

答 1 2 病院だけで組織する退職手当組合はない。継続して加入するのか、脱退するかについては、市の総務部を通じて、退職手当組合と協議している。

問 1 3 退職負担金に関して、損益を努力するなどの他、何か方法や改善策はないか。

答 1 3 新会計制度への変更により、民間と同じ基準で全国の自治体病院と比較できるようになり、分析をしたところ、経営は健全だが資金不足という結果が出た。このため市に長期借入金をお願いし、退職手当組合への超過負担分については平成 28 年度から 30 年度までの 3 カ年にわたって支援してもらおう枠組みとなっている。平成 30 年度までに、退職手当組合の問題の解決に努めたい。

問 1 4 資金繰りが悪いのが、市立病院事業の最大の問題。その要因の一つである退職手当組合の問題解決に関して、今後の対応方針は。

答 1 4 資金繰りの厳しさは、退職手当組合の負担金が多いことが原因であると認識している。退職負担金の過払いがあり、それが積み重なり 38 億円となった。この 38 億円については、市の内部でどう負担を組んでいくか協議している。また、本市の組合脱退は大きな影響があるため、病院職員の負担金率を下げられないかと組合に強く要望しており、年内には返事をもらう予定である。

問 1 5 長期修繕計画が進んでいない。早急にやるべきところが、建築部分では 2.3%しかできていない。資金繰りが大変だから、建物が修繕できていないのでは。

答 1 5 資金が原因ではなく、実施年度にずれがあるためである。計画にある外壁のタイルの工事は今年に発注しており、屋上の天井の防水工事も平成 32 年に施工予定で、それが終了すれば 100%となる。

問 1 6 本市は他市と比べて修繕費にかかる比率が低い現状にあるが、病院に関しても同様なのか。後回しにすることで、かえって多額の費用がかかるのでは。

答 1 6 保全に関しては、今後 20 年間を見越して、必要な投資は行っていくという考えである。今後の 10 年間の収支と資金繰りについて計画を立てており、施設の改修の投資額も年次的に入れており、長期的にも予定通り工事ができるとみている。

問 1 7 保全計画に沿って維持、補修をしていかなければ建物は滅失していく。何のための保全計画かということになるのでは。

答 1 7 基本的には、保全計画に基づいて補修を行っていくが、現場によって状況は異なるため、実施にあたっては現場を確認して計画を微調整して対応していく。

問 1 8 監査委員の指摘事項において、地方公営企業年鑑における同規模病院との比較がある。医師及び看護部門で平均を上回る傾向が見られることについての考えは。

答 1 8 職員配置については病院の方針や診療上の特徴、関連大学との関係による医師配置など、一律に比較することは困難であるが、一つの参考にしたい。

問 1 9 4 事業・5 疾病に関しての現状と課題は。

答 1 9 概ね順調であるが、今後は地域との連携や急性心筋梗塞などに関して、24 時間体制の病院と連携、糖尿病の医師確保に努めたい。診療科によっては、医師の確保が十分にできていないところもあるため検討していきたい。

問 2 0 医師がふえると医療費がかかるため、医師をふやさないという国の方向がある中で、医師の確保は現実的で十分にできているのか。

答 2 0 近隣の病院とのネットワーク化が課題になってくる。産婦人科に関しては広域連携でやっていくという方向を出している。広域の観点で近隣の病院と圏域内で医療を進めていかなければならないと考えている。

問 2 1 周産期医療について、市立伊丹病院や民間の産婦人科との連携などについてはどうか。

答 2 1 本市には 3 つのお産を受け持つ診療所がある。緊急ケースに対応できるよう、

	各診療所の医師、伊丹病院の産婦人科部長、大阪大学医局長、市内産婦人科医師との連携強化に努め、緊急時の連絡等の取り決めをしている。 問 2 2 市内には発達障がい専門の医師がいないが、障がい関係と福祉関係との連携について何か新しい考えはあるのか。 答 2 2 小児科医師の中から発達障がいの子どもの診断ができるよう研修を受けたいという声が上がった。病院として支援していきたい。 問 2 3 連携に関して、病院を移るのは患者にとって負担となる。適切なリハビリテーションを早期にすべきだが、リハビリテーション科に専任の医師がいない。起き上がることがおけると退院もおくれる。 答 2 3 課題については、認識している。医師の確保に努めたい。 問 2 4 病床機能報告制度について、市立病院の存在意義と公立病院の期待される役割に照らしてどうか。 答 2 4 より具体的に市立病院の機能を明確化するもの。今後も急性期病院という位置づけでやっていきたいと申請している。 問 2 5 国の医療改革をどう捉えているか。 答 2 5 地域包括ケアシステムとして、各病院との連携や介護との連携も進めている。県の医療構想もあるが、地域によって状況は違うため、地域のあり方を追及し、住民のニーズを取り入れながらやっていきたい。 問 2 6 未収金対策について、入院と外来のどちらが多いのか。また、保険制度は周知できているのか。 答 2 6 入院のほうが未収金は多い。診療費の支払方法にクレジットカード払いを取り入れており、未収金は年々減少している。事前の入院受付で保険制度の案内をし、入院後も必要な方へは出向いて説明をしている。 問 2 7 更なる取り組みとして、福祉部門との連携はどうか。 答 2 7 院内にメディカルソーシャルワーカーが 4 人いる。患者の状況に応じて、関係機関と協議をしている。患者に同行して面談を受けたり、場合によっては法テラスへ同行するなどの対応もしている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	認定（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第103号 工事請負契約((仮称)市立中央公民館新築外工事)の締結について

議案の概要

市内伊子志1丁目地内に設置していた市立中央公民館について、耐震性能が不十分で安全性を確保できない状態であったことから、市立末広駐車場の一部及び市立勤労市民センターを除去した跡地に、(仮称)市立中央公民館を新築するため、工事請負契約を締結しようとするもの。

請負金額 10億3,680万円

請負業者 株式会社明和工務店

論 点 1 整備概要について

<質疑の概要>

問1 整備工事は大型工事であるのに、なぜパブリックコメントを行わなかったのか。

答1 本来であれば、勤労市民センターの駐車場に移転建築し、市立中央公民館を取り壊す方針を決定した時にパブリックコメントを行う事案であった。しかし、その当時は基本構想も完成しておらず、市民に提示できる成案がなかった。また、早期の施設再開を目指し、すべての作業において期間短縮が求められていたため、パブリックコメントを行う期間がとれなかった。なお、市民の意向を取り入れるために利用者団体や障がい者団体から意見を聴いたり、アンケートを実施するなど、できるだけ市民の意見を反映するよう努めた。

問2 今後、市民から意見が出てきた場合、どう工事に反映していくのか。

答2 実施設計は終わり、入札の手続きを進めているため、基本的に工事内容を変更することは困難。軽微な変更や運用で改善できるものは積極的に対応していきたい。

問3 整備される駐車場は大型バスの臨時的駐車に対応できるのか。

答3 駐車場には大型バスの駐車スペースは考えていない。現在、市役所駐車場にも大型車両の駐車スペースがないため、今後、宝塚市新庁舎・ひろば整備事業の中で大型車両の駐車スペースを検討していきたい。

問4 現在の勤労市民センターにある憩いの場やクラブハウスの要素をどう残していくのか。

答4 (仮称)市立中央公民館は基本的に社会教育施設ではあるが、従来の登録団体の利用だけではなく、広く市民に利用してもらえよう、ホワイエに机とイスを置き、自動販売機を設置し、語らいの場やクラブハウスのような利用ができるように

していきたい。また、常設のカフェはつくらないが、ワゴンでのコーヒー販売なども検討している。できるだけくつろげる空間をつくっていきたい。

問 5 末広中央公園側にも入口が設置されるが、現在の勤労市民センターのように軒下にベンチを置いたり、公園側から人が寄り付きやすい構造になるのか。

答 5 公園側は正面玄関ではないが、底を設置するなど、できるだけ公園側からも入りやすいように整備していきたい。

問 6 (仮称)市立中央公民館となっているが、なぜ仮称なのか。

答 6 名称がまだ正式決定されていないため、(仮称)が付いている。社会教育の中核を担う施設としての位置付けで市立中央公民館として整備したいと考えている。

問 7 勤労市民センターは平成 28 年度で閉館になるが、(仮称)市立中央公民館は市立中央公民館と勤労市民センターの双方の利用者すべての受け皿には成り得ない。現在、勤労市民センターの利用者で活動の場を失う利用者のフォローをどう考えているのか。

答 7 (仮称)市立中央公民館は社会教育施設として整備されるため、利用には制約が出てくる。営利目的や政党関係で利用されていた方は、これまでの形では利用できなくなる。今後、公民館の利用形態にあうよう、指導していきたい。なお、本年 7 月 26 日と 8 月 10 日に利用者対象の説明会を開いており、市内で実施可能な公共施設やコミュニティ施設を個別に案内している。

問 8 法の解釈としては、公民館でも政党活動や宗教活動は本来自由に利用できるのではない。他市では、幅広く解釈して運営しているところもあるが。

答 8 本市では明らかに政党活動や宗教活動であれば認めていないが、一般の方が政治的学習をする場合や団体で学習会を実施する場合などは利用できる。今後、他市でのさまざまな運用についても研究していきたい。

問 9 当初の整備計画のデザインから 2 階建の低層構造へ変更している。どの段階で変わったのか。

答 9 平成 26 年 12 月に基本設計の委託契約を締結し、基本設計の素案を求めた。平成 27 年 1 月から 5 月にかけて庁内担当者会議で設計者からの提案を協議し、現在の整備計画の素案となるデザインである低層 2 階建案を採用した。

問 10 デザインの素案の決定以降、大きな変更はあるのか。

答 10 利用者団体からいただいた意見から、多目的トイレでの大型ベッドや聴覚障がいのための磁気ループの設置など、実施設計の中で可能なものは反映して変更

している。

問 1 1 道路に面して正面入口が設置されているが、道路と正面入口の間には 1 メートルの段差がある。スロープは設置されているが、大回りになる。障がい者団体との意見交換で正面玄関へのアプローチに対する意見は出なかったのか。

答 1 1 意見は特に出されていない。正面玄関は道路側からみると 1 メートル下がっており、15 分の 1 の勾配で傾斜が緩くなるよう設計したためスロープが長くなっている。

問 1 2 従来から市役所周辺の交差点は渋滞している。(仮称) 市立中央公民館や宝塚市新庁舎・ひろば整備事業で周辺の一帯整備後、さらに周辺道路が混雑することが予想されるが、市としてどう対応していくのか。

答 1 2 宝塚市新庁舎・ひろばの平成 30 年度開設に向け、NTN(株)宝塚製作所跡地に先にオープンしたスーパーやホームセンターへの車や人の動向の交通量等を検証していく。また、(仮称) 市立中央公民館の利用状況を掌握したうえで、対応を検討していきたい。

問 1 3 市立中央公民館は、災害発生時は避難所になっていた。(仮称) 市立中央公民館の災害時の位置づけはどうか。

答 1 3 建物は十分な耐震強度で設計されている。市立中央公民館は予備避難所に指定されていたため、(仮称) 市立中央公民館についても同じ位置づけになるものと考えている。

論 点 2 工事請負契約の妥当性について

<質疑の概要>

問 1 請負業者の阪神間での公共工事の実績は。

答 1 県立尼崎・塚口統合新病院第 1 期建築工事、次世代バイオ医薬品製造技術基盤開発施設整備工事、このほか神戸市内の学校や文化ホールなどの整備工事の実績がある。

問 2 平成 28 年 3 月に市内の事業者 6 団体が市に対して要望書が出されている。その中で共通事項として具体的に「新中央公民館新築工事に関しても分離分割発注して市内業者が入札参加できるようにお願いします」と要望されていた。それに対して市は「市内業者育成の観点から、市内下請け業者への優先発注は大変重要であると認識している。契約の際には、工事施工に際し、受注者に下請け、役務の提供、資材の調達等については可能な限り市内業者の活用を図る旨の誓約書の提出を求めている」と回答している。今回の契約に際して、このような誓約書の提

出を求めているのか。

答 2 今回の工事請負契約においても下請けを行う際に市内業者を活用していただくよう、誓約書の提出を依頼している。なお、必ず市内業者を活用してくださいといったものではなく、あくまでお願いするというもの。

問 3 入札参加条件として、障害者雇用率を含められないか。

答 3 現状として、工事業者では市の登録事業者全体の約 2 割しか達成できていない。また、約 5 割の業者が 50 人未満であるため、入札参加条件に含めることは難しい。

問 4 市立中央公民館整備事業全体の財源構成はどうなっているのか。

答 4 一般財源が約 1 億円、地方債が約 7 億 2 千万円、国庫負担金が約 5 億 5 千万円となっている。

問 5 今回の入札において 1 者辞退しているが、辞退理由は。

答 5 技術者の配置ができなかったためと聞いている。

問 6 (仮称) 市立中央公民館の本体工事から駐車場整備工事のみ分割発注することは検討しなかったのか。

答 6 今回の整備工事については、工期や費用等を総合的に判断して一括発注とした。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決 (全員一致)

議案番号及び議案名

議案第 108 号 公の施設（宝塚市立花屋敷グラウンド）の指定管理者の指定について

議案の概要

宝塚市立花屋敷グラウンドの指定管理者を、次のとおり指定するもの。

指定管理者の候補者 たからづか花屋敷スポーツライフグループ

代表者 国際ライフパートナー株式会社

（神戸市中央区海岸通 6 番地）

指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

論 点 1 指定管理者選定の妥当性について

<質疑の概要>

問 1 現在の指定管理者がこれまで地域住民と話し合いを持ち、さまざまな取り決めをしてきている。地域住民との取り決めの継続性はどうか。

答 1 取り決めの内容を確認し、新しい指定管理者に継続できるようにしていく。

問 2 今後も指定管理者が変わる場合、地域との関係は継続性が問題となる。指定管理者が地域住民と取り決めをする際は、市も関わっていくべきではないか。

答 2 市としても一緒に関わっていききたい。

問 3 花屋敷グラウンド周辺整備が未だ終わっていない。指定管理期間の 3 年間でアクセス道路や敷地内の旧独身寮の整備は進むのか。

答 3 周辺整備として、狭隘な周辺道路の安全対策、きずきの森からのアクセス道路の整備、敷地内の独身寮の解体工事などを含めて広範な課題がある。これまで周辺道路については一定の道路対応は行ってきた。アクセス道路については、整備のピッチを上げて事業化して推進していきたい。

問 4 指定管理期間について、今回は 3 年間となっているが 5 年間の場合もある。市として指定管理期間をどう考えているのか。

答 4 指定期間を長期にすることで初期投資や経営のリスクも軽減されることから、市としての考え方は概ね 5 年間としている。しかし、今後花屋敷グラウンド周辺整備が進むと公募条件が大きく変わってしまうため、今回は 3 年間としている。

問 5 指定管理者の候補者からナイター設備設置の提案があるが、指定期間中に指定管理者が大きく現状を変更するような設備の設置を行うことに対して、市はどう考えているのか。

答 5 指定管理者の候補者からは自らナイター設備をリースで設置する提案が出されている。提案は地域住民の合意を踏まえた上で設置することになっている。実際には条例上の手続きなどもあるため、すべてをクリアできたらナイター施設として運営していくことになる。

問 6 以前、スポーツ振興公社は市内のグラウンド及びスポーツ施設が一括管理できるので利用者の利便が図れると聞いたが、市の方向が変わったのか。

答 6 平成 25 年度のスポーツセンターと末広体育館の指定管理者選定時に、スポーツセンターは市の中心的な場所であること、そして同公社は市からの事業の委託業務を受けており、スポーツ推進という役割も担っていることから、公募によらない選定とした。しかし、花屋敷グラウンドについては設置当初から公募する方針で、今回は結果的に同公社が指定管理者となった。

問 7 指定管理者の候補者をどう評価しているのか。

答 7 専門スタッフも含め人的配置が充実するため、今以上にサービスが向上すると考えている。また、自主事業の提案内容が多彩で魅力あるものであり、情報発信の向上も期待される。

問 8 障害者雇用率について、たからづか花屋敷スポーツライフグループを構成する団体 3 者のうち 1 者が 0%になっている。市としてどう考えているのか。

答 8 3 者のうち 2 者は条件をクリアしている。残る 1 者は障害者雇用率が 0%だが、親会社が特例子会社を設立して障がい者を約 100 名雇用しており、企業グループとしての障害者雇用率を算定した。しかし、市としては障がい者雇用の原則から、雇用するよう指導していきたい。

論 点 2 市のスポーツ行政と施設のあり方について

＜質疑の概要＞

問 1 従来の施設の予約システムは引き続き使用できるのか。

答 1 市が提供しているシステムであるため、指定管理者が変わっても使用できる。

問 2 これまでスポーツ振興公社が本市のスポーツ行政の大きな部分を担ってきたが、スポーツ行政が二元化するのではないか。

答 2 市からの委託事業も含め、現在、市のスポーツ行政の推進の主たる役割をスポーツ振興公社が担っている。連携の問題が生じることは考えられる。新たな指定管理者の決定後に基本協定を交わす中で、同公社が市からの委託を受けて行う事業に協力させることで、スポーツ行政の一元化を担保していきたい。

問3 選定時の採点項目「設置目的が達成されるものであること」が低い評価であった。市はどう受け止めているのか。

答3 新しい指定管理者が新しい取り組みを行うことになる。市としても指定管理者の動向等を見ながら、施設の設置目的が達成できているかどうか判断していきたいと考えている。

問4 指定管理者の候補者から出された事業計画書では障がい者支援として、バリアフリー化や観戦に関することは記載されていたが、障害者スポーツに関する具体的な提案が書かれていなかった。何か提案はなかったのか。

答4 事業計画書に記載されていることについては説明があった。市としても自主事業として実績のある障害者テニスやサッカー教室など、市から積極的に提案していこうと考えている。また、指定管理者の候補者には障害者スポーツ指導員や地域スポーツ指導員が多く在籍していることから、資格を有する指導員を積極的に活用するよう、市として要望していきたい。

問5 ナイター設備はリース方式で導入するとの提案だが、指定管理期間終了以降、指定管理者が変わることがあれば、リース契約はどうなるのか。

答5 指定管理期間終了に指定管理者が変わる場合は、次期の指定管理者にリース契約の権利を引き継ぐ契約を締結する予定だと聞いている。

問6 ナイター実施について地域と合意できた場合、使用料金は高司グラウンドと同程度を想定しているのか。

答6 花屋敷グラウンドは、照明設備が基本的に6基設置可能な施設になっている。高司グラウンドは野球場なので照度が明るい、花屋敷グラウンドはサッカー場に近い場所に設置することになるため、照度は抑えたものになる。現在、照明料金は条例で高司グラウンドのみ定めている。花屋敷グラウンドについては現在設備がないため、照明料金の定めはない。

問7 指定管理者の候補者の提案では、施設の夜間営業時間を20時までとしていたが、20時までだと仕事帰りの社会人の利用は難しいのではないかと。

答7 市の条例上、施設の利用時間は9時から21時までとしており、運用上17時までとしている。夜間の利用時間については、今後の協議の中で決めていくことになる。今回の提案は、現在は夜間営業を行っていない中での新しい提案であるため、地域住民に配慮してまずは20時までとしたのではないかと考えている。

問8 指定管理者のさまざまな提案が、期間中に実施できたかどうか、誰がどうチェックし、評価していくのか。

答 8 指定管理者については、毎年度、指定管理者自身及び市がそれぞれモニタリング調査を実施し、評価を行っている。提案された内容が実施できたかどうかは、市として個々に調査していく。

問 9 指定管理者の候補者の提案における現場の人員配置はどうか。正規職員が配置されるのか。

答 9 所長、副所長、施設職員については、共同企業体の代表者である国際ライフパートナー株式会社が契約社員として採用し、配置する予定。なお、指定管理期間が3年であるため、雇用期間は3年としている。上部組織の管理職としてはエリアマネージャーを設置し、このエリアマネージャーをキーとして運営していくとのこと。

問 10 今回設定している指定管理料について、現在の指定管理料と比較すると増額したのではないか。

答 10 今回の指定管理料としては単年度で1,840万円、3カ年で計5,520万円の債務負担行為を上限として平成28年度当初予算に計上し、公募条件として設定した。なお、過去2年の単年度の実績額は今回の公募で設定した指定管理料の上限額より低い額であったが、現在の指定管理者についても、指定管理料としてはほぼ同額を上限として設定してきている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第12号 教育条件整備のための請願

請願の概要

＜請願の趣旨＞

宝塚市では、「宝塚市教育推進プロジェクト」を中心に、「いじめ」「不登校」「学級崩壊」などの解決に取り組んでいるが、そのほかにさまざまな課題もあり、これらの教育課題克服のためには、教育予算のいっそうの充実と制度の拡充が必要として、下記項目について早期実現を求めるもの。

＜請願の項目＞

- 1 豊かな教育を創造する教育予算の充実と保護者負担の軽減を
 - （1）教育予算を削減しないでください。
 - （2）備品費・学校需用費の削減をせず、保護者負担を軽減してください。
 - （3）外国籍の子どもたちへの生活・学習支援を拡充してください。
 - （4）子ども支援サポーターの増員をしてください。
 - （5）スクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすすめてください。
 - （6）幼稚園・保育所の施設・設備および定員の拡充をはかってください。
- 2 障がい児教育の充実のために
 - （1）地域のすべての学校にプレイルーム・相談室・スロープ・エレベーター・身障用トイレを完全配置してください。
 - （2）子どもの実態に応じて必要な学校に介助員を増員してください。また、プール指導等の介助員も増員してください。
 - （3）医療行為の必要な子どものための体制をつくってください。
 - （4）一人ひとりにあった卒業後の進路保障の方策を講じてください。
 - ・「障がい者のための働く場」の拡充をはかってください。
 - ・市職員採用の障がい者枠の拡大をはかってください。
 - ・高校進学にあたっては、受験サポートや合理的配慮をはかってください。
- 3 中学生の卒業後の進路を保障するために
 - （1）公立高校の開門率をあげるために、学級増を県に要求してください。
 - （2）私立高校就学助成および奨学金制度・入学支度金制度を拡充してください。
 - （3）中卒就職者の進路保障のため、行政採用を拡充してください。
- 4 文化厚生施設の充実のために
 - （1）子どもたちが安心して遊べる公園を増やすとともに、児童館の設備や環境の充実をはかってください。
- 5 地域の教育発展のために
 - （1）地域スポーツ指導者の確保と育成につとめてください。
 - （2）「青少年を育てる地域づくり」のためのとりくみの充実をはかってください。

(3) 外国人市民との交流をはかるためのとりくみの充実をはかってください。

＜質疑の概要＞

問1 トイレの整備方針について、小中学校のトイレの洋式率は。また、今後の取り組みについては。

答1 学校によって差はあるが、小学校では55.9%、中学校では57.9%で5割を超えている。また、小中学校とも、洋式トイレがない学校はない。老朽改修や個別改修等、トイレ改修に関しては全力で取り組んでいきたい。

問2 さまざまな人が訪れる学校現場において、エレベーターの設置がまだ足りていないと思うが、紹介議員としてどう受け止めているのか。

答2 全校に1カ所のエレベーターの配置は実現しているが、どうしても校舎の端に設置される傾向にあり、移動に時間がかかったり、場所によっては子どもたちが重い車イスを待ちあげて移動している現状がある。引き続き1校ずつチェックし、エレベーターの配置に努めてほしい。

問3 市としては、エレベーターの設置についてどう考えているのか。

答3 少なくとも学校に1カ所は設置したが、エレベーターの設置場所の確保は難しい。十分な環境でないことは認識している。今後もバリアフリー化に取り組んでいく。

問4 県下ではスクールソーシャルワーカーの進んだ取り組みがなされているが、本市のスクールソーシャルワーカーの配置に関しての現状や課題は。現場の教師とうまく連携がとれ、適正に配置されているのか。

答4 本市では今年度1名増加し、計6名に拡充した。全校園に対しての相談体制は整っている。また、保育所へも出向き、就学前から対応している。

問5 紹介議員として、本市のスクールソーシャルワーカーの配置についてどう考えているのか。

答5 数年前に参加した自治体子どもシンポジウムにおいて、理想は中学校区に1人が望ましいと先進事例が発表されていた。引き続き効果のある配置や増員に努めてもらいたいと考えている。

問6 学区拡大がされた中で、公立高校の開門率はどうだったのか。

答6 平成26年度の卒業生の県内公立高校への進学率は72.1%で、私立との複数志願者数はふえたが、前年度よりも公立高校への進学率は上がっている。

問 7 紹介議員として、公立高校の開門率についてどう捉えているのか。

答 7 公立高校への進学率は上がっているが、複数志願の組み合わせの場合、希望するところに行けているのか疑問がある。厳しい経済状況の中で、負担なく通える学校環境を求め続けなければならない。

問 8 地域スポーツ指導者の確保についての取り組みは。

答 8 小学校区におけるスポーツクラブ 21 にスポーツ推進員がいるが、人数が足りていない現状があり、今後は関係団体や公募などでふやしていきたい。また、宝塚市スポーツ振興計画で「リーダーの育成」を掲げており、リーダー養成講座を実施したりしている。

問 9 小中学校において支援を必要とする子どもが増加している中で、市として人的配置や介助などの具体的な対応やプランをどう考えているのか。

答 9 人的な支援の必要性については、十分に認識している。子どもの特性や発達に応じて必要な支援ができるよう、介助員の配置をしている。

問 10 特別支援を要する中学生が地域の一般の高校への進学を希望する場合、不安があると思われるが、支援は十分できているか。

答 10 今年度、肢体不自由のある中学 3 年生が、公立高校への進学希望をしている。昨年度の段階から県教育委員会にこの状況を伝え、受験の際に不利益にならないよう、具体的にどのような支援が必要であるかを伝えながら、対応を求めている。現在も中学校と高校の校長が詳細にわたって協議を進めている。

問 11 養護学校生徒の卒業後の進路で、同校の卒業生が通っていた作業所が縮小されて卒業後の行き場を失うことになっている。市としての認識は。

答 11 養護学校の卒業生の進路が縮小されていることについては認識しているので、拡大を図っていきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	採択（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第13号 乳幼児等医療費助成・こども医療費助成の所得制限についての請願

請願の概要

<請願の趣旨>

少子化及び子育ての問題は我が国の深刻な課題であり、子育て支援についての対策は国においても重要な施策として取り組まれている。

その中において、乳幼児等医療費助成・こども医療費助成制度については地方自治体が独自施策として実施しており、その対象者、所得制限、給付内容などは自治体ごとに大きく異なっている現状がある。

乳幼児等医療費助成・こども医療費助成制度は、本来は国の重要な子育て施策の一環として制度を創設されるべきものであると考えているが、人口減少が現実的なものとなり、自治体ごとに差があることによって、自治体間競争にさらされることとなる。

子育てをする世帯を呼び込むために所得制限を撤廃される方向に進む自治体も増える中、宝塚市では所得制限があり、自治体間競争に負けてしまうのではと考える。所得制限をなくすことにより、子育てしやすい宝塚として人口減少を食い止める一助にもなると考える。そこで、さらに国と県とに財源を求める要望と所得制限の撤廃の早期実施を求めるもの。

<請願の項目>

- 1 国と県へ乳幼児等の医療費助成の財源確保を要望してください。
- 2 早期に乳幼児医療費助成の所得制限の撤廃を考えてください。

<質疑の概要>

問1 中学校3年生までの医療費を、所得制限なく無料化すべきだということなのか。

答1 請願者は中学校3年生までとしているわけではないが、自治体ごとに差が出てしまうことが問題だと考えている。各自治体で財政状況が異なるため、国が統一行的に行うべきだと考えている。

問2 請願趣旨に自治体間競争に負けてしまうとあるが、乳幼児医療費助成の所得制限の撤廃は自治体間の競争に勝つためのものなのか、純粋に子どものことを考えてという認識なのか。

答2 現実としては自治体間に差があり、子育てに力を入れた自治体に人が流れる傾向がある。請願者の思いとしては、乳幼児等医療費助成・こども医療費助成制度に対する1つの提案として、納税者全体を公平に考えて所得制限を撤廃してはどうかというもの。

問3 請願趣旨に本来は国の重要な子育て施策の一環として制度を創設されるべきも

のとしているが、請願項目 2 の早期に乳幼児医療費助成の所得制限の撤廃を考えてくださいとなっている。請願趣旨と離れるのではないか。

答 3 子育てについては、最終的には国が責任を持つべきと考えているが、今の乳幼児等医療費助成・こども医療費助成制度は、各自治体が先行して取り組む中でどんどん広がっている。少し無理をしてでもやっていかないといけない状態になっている。

問 4 医療費助成に取り組むことで国からの補助金がカットされている現状もあるとのことだが、本市での実態はどうか。

答 4 国民健康保険制度において、医療費の助成を行うことで国庫支出金が減額される。減額の総額としては約 2 億 6,400 万円、そのうち乳幼児及び子ども医療に関する減額分は約 4,500 万円となる。

問 5 請願項目 2 で早期に乳幼児医療費助成の所得制限の撤廃を考えてくださいという表現になっているのはなぜか。

答 5 請願者としても、財源の問題を伴うことなので、今すぐに撤廃は難しいと考えている。しかし、今後の宝塚市のことを考えると、所得制限の撤廃という考え方も入れてほしいとして、少し緩やかな表現にしている。

問 6 請願者は自治体間競争をどう考えているのか。競争より近隣都市との連携を考えるべきと思うが。

答 6 近隣の三田市は人口増加への意図を持って所得制限を撤廃している。伊丹市は安全安心に特化したまちづくりを行っており、猪名川町は新名神高速道路の開通に向けオール猪名川で取り組んでいる。各自治体とも人口がふえているが、本市は特化した取り組みがなく、人口が減少している。請願者はこのままではいけないと思っている。

問 7 請願趣旨にある所得制限の撤廃は、乳幼児医療費助成だけなのか。

答 7 一度に中学校 3 年生まで所得制限を撤廃することは、財源確保が難しいと考え、小学校 3 年生までの乳幼児医療費助成のみとしている。

問 8 他の福祉施策との整合性の問題についてはどう考えているのか。

答 8 請願者は福祉目的というより将来を見据えた人口減少を食い止める一助という考え方を持ってほしいと思っている。財源的には一度にすべて行うのは難しいので、まずは乳幼児医療費助成からと段階を踏んでいる。

問 9 阪神間や全国的に国に対して要望は上げていっているのか。

答 9 市単独ということではなく、全国知事会や全国市長会等を通じて、制度の創設ということで国へ要望を上げている。

問 10 現在の乳幼児医療費助成に関する市の負担額は。

答 10 一部負担金の無料化を段階的に取り組んでいるが、現在市の負担は約 4 億円の持ち出しになっている。

問 11 市の負担がふえても、所得制限の撤廃で多くの子育て世帯が本市に移り住んでもらえるなら、シティプロモーションの 1 つのメリットになる。紹介議員としてはどう捉えているのか。

答 11 実際にどれだけ人口増につながるかはわからないが、徐々に効果は広がっていくと思われる。大事な提案だと考える。

問 12 乳幼児医療費助成制度は福祉という側面も大きいですが、シティプロモーション的な面からも考えるべきと思う。市としてどう捉えているのか。

答 12 乳幼児医療費助成制度について、本市は遅れているのではなく、他市よりも早めに取り組んできており、毎年拡充しながらここまできた。しかし、一方で取り組みを拡充すればするほど、医療波及分として国保会計において国庫支出金が減額されるしくみになっている。子育て家庭の負担軽減として、国において全国一律の制度にすべきと考えている。

自由討議

委員 A まずは乳幼児医療費助成の所得制限の撤廃に取り組まないと、国からの補助金を受けることはできないのではないかと。

委員 B すべての子どもの医療費を無料化してほしいが、財源の問題がある。財源はより困難な状況にある子どもをカバーすることにまわしてほしい。請願項目 1 のみを採択できないか。

委員 C 国や県への要望については、既に要望書を出している。請願項目 1 のみを採択する意味はあるのか。

委員 D 財源問題は請願者も理解している。毎年の行革の状況やシティプロモーションの一環の投資とするのかなど、今後検討しないといけない。請願項目 2 については、所得制限の撤廃を今すぐ行えというのではなく、議論を始めましょうという理解でいいのではないかと考える。

討 論

(反対討論)

討論1 請願の趣旨は理解するが、困っている人たちや他の子ども施策のほうへ優先的に財源を向けてほしい。所得制限をなくすことについては、他の施策との整合性から慎重であるべきと考える。

討論2 財源問題ははずせない。請願項目1は理解できるが、すぐに国や県からの補助金等で財源確保できるものではない。請願項目2についても所得制限を撤廃した場合、市の負担は見過ごせないものになる。

(賛成討論)

討論3 自治体間競争については考え方が異なったが、乳幼児等医療費助成は第一義的に国が担うべきということは委員全員で共通認識を持てた。すべての子どもの教育費や医療費は本来的に無償であるべき。今後、所得制限の撤廃に向けて考えていくことに賛成する。財源に関してはこの請願に限らず、市民からの要求に応じていくためには費用負担が伴う。市としても実現に向けて頑張ってもらいたい。

討論4 過度な自治体間競争はナンセンスだが、現実問題として自治体間競争において本市が取り残されることもある。請願が求めている早急に議論をしましうとする姿勢については問題ないと思う。財源及び投資に見合うかどうか計算しながら議論は進めていくべきと考える。

討論5 これまで、段階を踏んで制度を拡充してきている。次の段階として、所得制限について考えていくところまできている。今後、ぜひ検討していかなければならない事項と考える。また、国や県への財源要望はより力を入れてほしい。

審 査 結 果 採択（賛成多数 賛成5人、反対2人）

